

審 議 資 料

項目：主要環境（水質等、土壌）

担当：中杉委員

意 見

【水質等】

- 1 工事の施行中における濁り（SS）の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り（SS）の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[生態系（生物・生態系）共通]

【水質等】

- 2 締切堤を設置することによる、計画地内の締切堤近傍の水質への影響についても記述すること。また、水質への影響が考えられる場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

【水質等】

- 3 開催後の設備等の持続的稼働において、水門は開放状態として予測を行い、締め切られた際は水質保持のためポンプによる海水交換を行うとしていることから、設置するポンプの揚排水量の考え方等について、詳細に記述すること。

【土壌】

- 4 工事中に土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにすること。

審 議 資 料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員

意 見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

- 1 計画地における緑の維持管理の方法について具体的に記述するとともに、フォローアップ調査において、植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況を確認し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 2 現地調査では鳥類などの注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【生物・生態系】

- 3 工事の施行中における濁り（SS）の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り（SS）の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。

[主要環境（水質等）共通]

審 議 資 料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：中口委員

意 見

【安全】

- 1 アクセス経路のバリアフリー化が十分ではないなど、歩行者の安全が確保されていないことから、整備に当たっては、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

【消防・防災】

- 2 高潮への対策として競技場全体を防護できる施設としているが、この施設における対策について具体的に説明すること。

審 議 資 料

項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：片谷委員

意 見

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

- 1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

- 2 近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。